

①申請者

対象設備設置

対象設備設置後に以下①～⑦の書類を揃えて市ホームページから申請してください。

②申請者

交付申請

市ホームページに掲載している申請フォームから必要事項を入力し、必要書類を写真・画像（J P E G のファイル）もしくは P D F ファイルで添付してください。

- ①世帯全員が記載されている住民票
- ②対象設備の補助対象要件（メーカー名、型式等が分かるもの）を満たしていることが確認できる書類（仕様書、カタログ等）
- ③未使用の証明となる書類（保証書又は出荷証明書等）
- ④契約者、契約日及び経費の内訳明細が分かる書類（工事請負契約書及び請求書等）
- ⑤対象設備の購入費及び設置に係る経費の支払いが確認できる書類（領収書又はクレジットカードの明細書等）
- ⑥対象設備の設置前、設置後の状況が分かるカラー写真及び住宅全体が分かるカラー写真
- ⑦うちエコ診断申込書・事前調査票 ※申請フォームに入力する場合は不要

③市

申請受付

上記の交付申請の際の必要書類に不備等がなければ受付いたします。なお、不備があった場合は受付できない場合がありますので、あらかじめ確認の上、申請をお願いいたします。

④申請者 うちエコ診断受診（必要な方のみ※）

ひょうご環境創造協会（うちエコ診断士）から日程の連絡があります。

※令和 6 年 4 月 1 日以降に受診した場合は再受診不要

⑤市

交付決定

うちエコ診断の受診確認やその他の審査が完了次第、メールで交付決定通知及び請求方法をお知らせします。

⑥申請者

請求書提出

交付決定メールに記載の U R L から請求してください。

振込先口座が確認できる書類（通帳等）

⑦市

補助金支払い

請求書の受け取り後、1 か月以内にお支払いします。